

浦添市道路占用料新旧対照表

占用物件		単位	占用料(円)		増加率 (%)
			現行 (R3. 4. 1～)	改正後 (R6. 4. 1～)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,700	<u>1,900</u>	12%
	第2種電柱		2,600	<u>2,900</u>	12%
	第3種電柱		3,500	<u>3,900</u>	11%
	第1種電話柱		1,500	<u>1,700</u>	13%
	第2種電話柱		2,400	<u>2,700</u>	13%
	第3種電話柱		3,400	<u>3,700</u>	9%
	その他の柱類		150	<u>170</u>	13%
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	15	<u>17</u>	13%
	地下に設ける電線その他の線類		9	<u>10</u>	11%
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	<u>1,600</u>	7%
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	920	<u>1,000</u>	9%
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	<u>3,400</u>	10%
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300	<u>1,400</u>	8%
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	<u>30,000</u>	20%
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	<u>3,400</u>	10%
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	64	<u>71</u>	11%
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92	<u>100</u>	9%
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140	<u>150</u>	7%
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180	<u>200</u>	11%
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280	<u>300</u>	7%
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370	<u>400</u>	8%
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		640	<u>710</u>	11%
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		920	<u>1,000</u>	9%
	外径が1メートル以上のもの		1,800	<u>2,000</u>	11%

浦添市道路占用料新旧対照表

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				3,100	<u>3,400</u>	10%	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	▲20%	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	▲25%	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	▲30%	
	上空に設ける通路			13,000	<u>15,000</u>	15%	
	地下に設ける通路			7,600	<u>9,000</u>	18%	
	その他のもの			3,100	<u>3,400</u>	10%	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	250	<u>300</u>	20%	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	2,500	<u>3,000</u>	20%	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500	<u>3,000</u>	20%	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	<u>30,000</u>	20%	
	標識		1本につき1年	2,400	<u>2,700</u>	13%	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250	<u>300</u>	20%	
		その他のもの	1本につき1月	2,500	<u>3,000</u>	20%	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	250	<u>300</u>	20%	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,500	<u>3,000</u>	20%	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	25,000	<u>30,000</u>	20%	
		その他のもの		13,000	<u>15,000</u>	15%	
	政令第7条第2号に掲げる工作物				3,100	<u>3,400</u>	10%
	政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	▲6%
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	2,500	<u>3,000</u>	20%	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				310	<u>340</u>	10%	

浦添市道路占用料新旧対照表

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	▲27%
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	▲26%
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	▲20%
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	▲25%
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	▲30%
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	▲24%
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	▲9%
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	▲13%
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	▲4%
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	▲13%
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	▲9%
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	▲4%
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	▲6%
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	▲24%

占用面積1平方メートルにつき1年